

本件審査の概要図（事業性貸出し）

審査の視点

一定の取引分野の画定

競争の実質的制限についての検討

本件統合により、中小企業を中心とする需要者にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になり、競争を実質的に制限することとなるか

当事会社は、地理的範囲を「新潟県」とすることが適当と主張
(より詳細に地域を分けて審査を行う場合には、「新潟県内の10経済圏」に分けることも考えられると説明)

需要者が実際に借入れを行う範囲等を踏まえ以下のとおり画定

- ※ 新潟県外に所在する銀行等から借入れを行う者はほとんどいない
- ※ 10経済圏の外から借入れを行う中小企業は約1割に過ぎない
- ※ ネット銀行、フィンテック企業等からの借入れの実態は確認できなかった

大企業・中堅企業向け貸出し：新潟県

⇒競争を実質的に制限することとはならないと判断

中小企業向け貸出し：新潟県内の10経済圏

統合後の当事会社

【合算市場シェア】
約40－60%（第1位）

(参考) 統合前の市場シェア

- 【第四銀行】
約25－35%
- 【北越銀行】
約10－35%

牽制力

競争事業者

各経済圏に、以下のような地銀、信金又は信組が1から3存在

【市場シェア】
約10－30%

【需要者の認識】
当事会社と代替的な借入先

【競争状況】
相当程度勧誘等を行う

【供給余力】
資金面・体制面とも十分

需要者は、借入先変更が一定程度容易

中小企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況にはならない

競争を実質的に制限することとはならないと判断